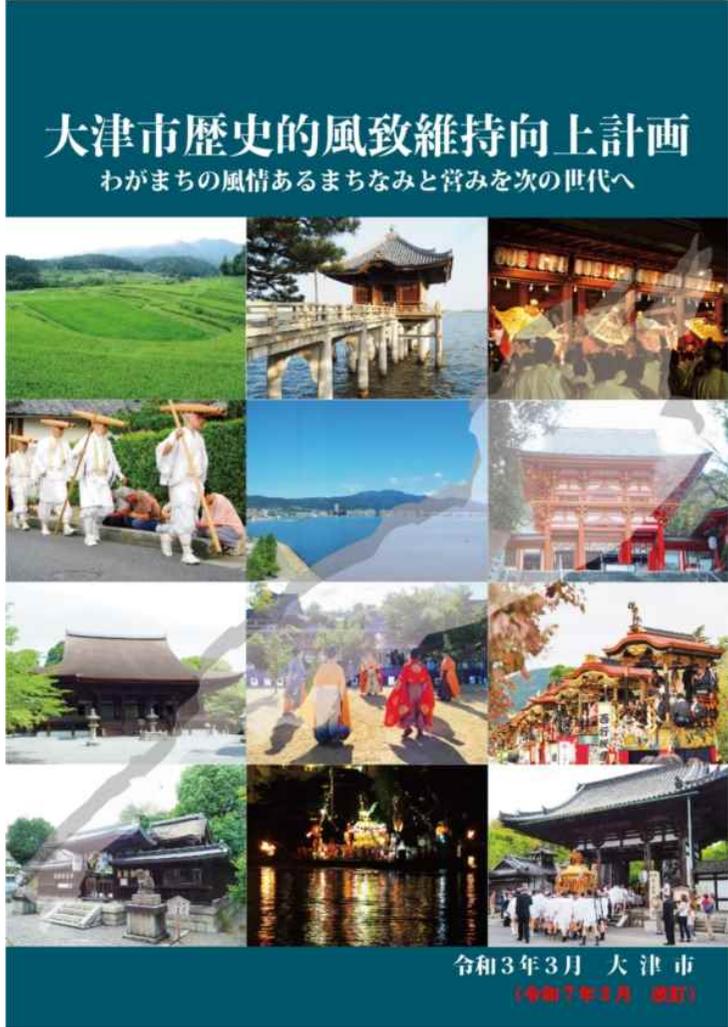
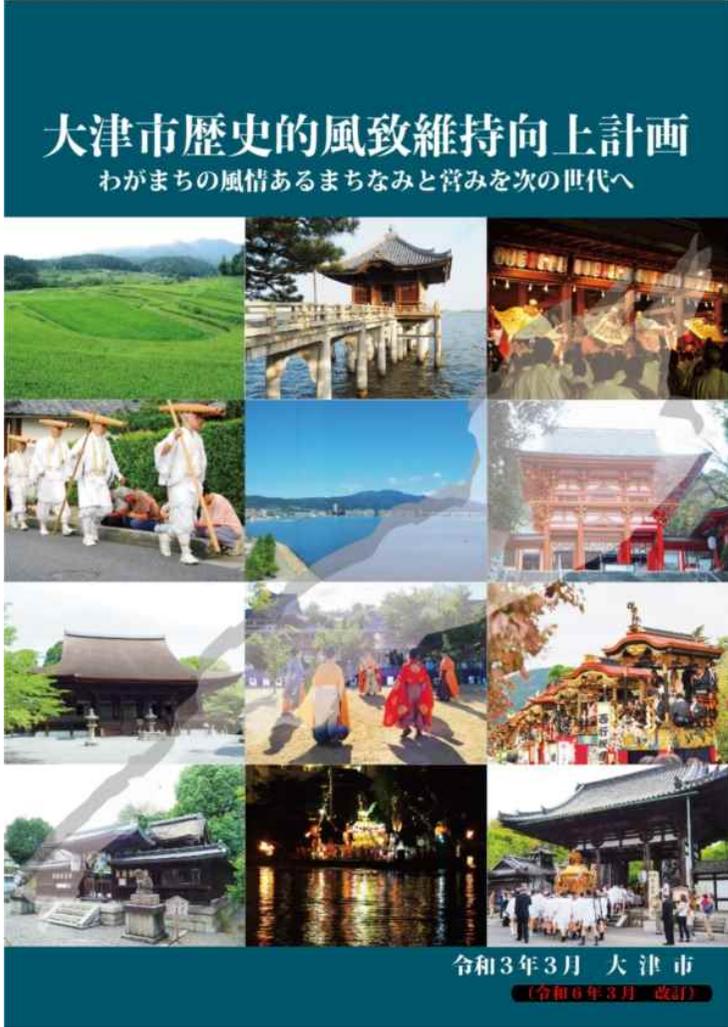


■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

様式1

市町村名:大津市

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
序-5	序-5	学識経験者:【加藤 賢治 成安造形大学共通教育センター／地域実践領域 教授】を【田口 真太郎 成安造形大学未来社会デザイン共創機構 講師】に修正する。	任期満了による委員の変更のため。
序-5	序-5	関係団体:【金子 博美 びわ湖大津観光協会 副会長】を【寺島 正和 公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長】に修正する。	任期満了による委員の変更のため。
序-5	序-5	関係団体:【柴山 直子 大津宿場町構想実行委員会 委員】を【柴山 直子 大津百町エリア部会 委員】に修正する。	任期満了による委員の変更のため。
序-5	序-5	関係団体:【鷺尾 龍華 石山寺 座主】を【福家 俊彦 天台寺門宗総本山園城寺 長吏】に修正する。	任期満了による委員の変更のため。
序-5	序-5	行政機関:滋賀県土木交通部技監に【北村 智顕】、大津市都市計画部長に【三國 昌克】を追記。	委員名追記のため。
序-5	序-5	行政機関:【木津 勝 大津市歴史博物館副館長】を【杉江 進 大津市歴史博物館 館長】に修正する。	任期満了による委員の変更のため。
序-5	序-5	【※所属団体等は、令和4年10月1日時点のもの】を【所属団体等は、令和6年10月1日時点のもの】に修正する。	任期満了による委員の変更のため。
2-7-6	2-7-6	写2-7-8元三会の写真を変更する。	記載内容の誤り。
2-11-7	2-11-7	写2-11-9【玉屋町町家山蔵】を【玉屋町山蔵】に修正する。	記載内容の誤り。
3-25	3-25	実施体制の「市民・文化財所有者、まちづくり団体など」に【エリア部会】を追記	提案・連携する団体として重点区域3地区で新たに設立したため。
3-25	3-25	【文化・青少年課】を【文化振興課】に修正する。	機構改革のため。
3-25	3-25	【都市魅力づくり推進課】を【都市魅力創造課】に修正する。	課名の変更のため。
5-4	5-4	(8)3行目「令和5年度の体制としては、～」を令和6年度の内容に修正する。	内容の更新。
6-1、2	6-1、2	所管課の修正	機構改革により、担当課の変更、課名の変更があったため。
6-4	6-4	図6-1-3道路美装化の範囲追加。	前回変更時反映漏れしていたため。
6-6	6-6	事業概要の軽微な言い換え。	現在行っている事業の内容に合わせるため。
6-6	6-6	「3. 町家の利活用の支援」事業主体に【大津百町エリア部会】を追記。	町家の日in大津のイベントは大津百町エリア部会が主体として開催しているため。
6-10	6-10	「11. 文化観光振興などへの助成」事業手法に【市単独費】を追記。事業概要【大津市文化観光振興基金条例】を【大津市文化財保護条例】などに修正、【市指定】を削除。	市単独費でも事業を実施しているため。所管替えに伴い、根拠条例に変更が生じたため。
6-14	6-14	「17. 地域の人材活躍の支援」事業主体に【大津百町エリア部会】を追記。	事業主体に追加があったため。
6-14	6-14	「18. 大津まちなか大学の開催」事業主体に【特定非営利活動法人大津祭曳山連盟、大津百町エリア部会】と追記。事業概要の軽微な言い換えと、【大津百町おもてなし学部】を【歴まちガイド育成学部】の内容に修正する。	事業主体に変更があったため。おもてなし学部が終了し、歴まちガイド育成学部を開校したため。
6-19	6-19	27.道路の拡幅整備(都市計画道路本堅田衣川線)の事業期間を令和9年度までに修正。	事業期間延長のため。
7-5	7-5	【北川家住宅主屋】の築年を【明治時代】から【江戸時代】に修正する。	記載内容の誤り。
7-5	7-5	【北川家住宅主屋】を【北川家住宅主屋、土蔵】に修正する。	記載内容の誤り。
7-7	7-7	図7-4-3【玉屋町町家山蔵】を【玉屋町山蔵】に修正する。	記載内容の誤り。

新	旧
<p>(表紙)</p>  <p>天津市歴史的風致維持向上計画 わがまちの風情あるまちなみと営みを次の世代へ</p> <p>令和3年3月 大津市 (令和7年3月 改訂)</p>	<p>(表紙)</p>  <p>天津市歴史的風致維持向上計画 わがまちの風情あるまちなみと営みを次の世代へ</p> <p>令和3年3月 大津市 (令和6年3月 改訂)</p>

■新旧対照表

新	旧																																																
<p>(P序-5)</p> <p style="text-align: right;">序章 計画の策定にあたって</p> <p>(1)大津市歴史的風致維持向上協議会</p> <p>歴史まちづくり法第11条第1項の規定により、大津市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整を行うため、「大津市歴史的風致維持向上協議会」を平成30年（2018）10月1日に設置した。</p> <p>表0-4-1 大津市歴史的風致維持向上協議会委員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学識経験者</td> <td>◎中嶋 節子</td> <td>大津市景観審議会副会長 京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授</td> </tr> <tr> <td>○岡井 有佳</td> <td>大津市都市計画審議会会長 立命館大学理工学部 教授</td> </tr> <tr> <td>田口 真太郎</td> <td>成安造形大学 未来社会デザイン共創機構 講師</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係団体</td> <td>寺島 正和</td> <td>公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長</td> </tr> <tr> <td>柴山 直子</td> <td>大津百町エリア部会 委員</td> </tr> <tr> <td>福家 俊彦</td> <td>天台寺門宗総本山園城寺 長寛</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">行政機関</td> <td>北村 智晴</td> <td>滋賀県土木交通部 技監</td> </tr> <tr> <td>三國 昌克</td> <td>大津市都市計画部 部長</td> </tr> <tr> <td>杉江 進</td> <td>大津市歴史博物館 館長</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：会長 ○：副会長 ※所属団体等は、令和6年10月1日時点のもの</p> <p style="text-align: right;">序章</p>	区分	氏名	所属団体等	学識経験者	◎中嶋 節子	大津市景観審議会副会長 京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授	○岡井 有佳	大津市都市計画審議会会長 立命館大学理工学部 教授	田口 真太郎	成安造形大学 未来社会デザイン共創機構 講師	関係団体	寺島 正和	公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長	柴山 直子	大津百町エリア部会 委員	福家 俊彦	天台寺門宗総本山園城寺 長寛	行政機関	北村 智晴	滋賀県土木交通部 技監	三國 昌克	大津市都市計画部 部長	杉江 進	大津市歴史博物館 館長	<p>(P序-5)</p> <p style="text-align: right;">序章 計画の策定にあたって</p> <p>(1)大津市歴史的風致維持向上協議会</p> <p>歴史まちづくり法第11条第1項の規定により、大津市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整を行うため、「大津市歴史的風致維持向上協議会」を平成30年（2018）10月1日に設置した。</p> <p>表0-4-1 大津市歴史的風致維持向上協議会委員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学識経験者</td> <td>◎中嶋 節子</td> <td>大津市景観審議会副会長 京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授</td> </tr> <tr> <td>○岡井 有佳</td> <td>大津市都市計画審議会会長 立命館大学理工学部 教授</td> </tr> <tr> <td>田口 真太郎</td> <td>成安造形大学 未来社会デザイン共創機構 講師</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係団体</td> <td>寺島 正和</td> <td>公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長</td> </tr> <tr> <td>柴山 直子</td> <td>大津百町エリア部会 委員</td> </tr> <tr> <td>福家 俊彦</td> <td>天台寺門宗総本山園城寺 長寛</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">行政機関</td> <td>北村 智晴</td> <td>滋賀県土木交通部 技監</td> </tr> <tr> <td>三國 昌克</td> <td>大津市都市計画部 部長</td> </tr> <tr> <td>杉江 進</td> <td>大津市歴史博物館 館長</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎：会長 ○：副会長 ※所属団体等は、令和6年10月1日時点のもの</p> <p style="text-align: right;">序章</p>	区分	氏名	所属団体等	学識経験者	◎中嶋 節子	大津市景観審議会副会長 京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授	○岡井 有佳	大津市都市計画審議会会長 立命館大学理工学部 教授	田口 真太郎	成安造形大学 未来社会デザイン共創機構 講師	関係団体	寺島 正和	公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長	柴山 直子	大津百町エリア部会 委員	福家 俊彦	天台寺門宗総本山園城寺 長寛	行政機関	北村 智晴	滋賀県土木交通部 技監	三國 昌克	大津市都市計画部 部長	杉江 進	大津市歴史博物館 館長
区分	氏名	所属団体等																																															
学識経験者	◎中嶋 節子	大津市景観審議会副会長 京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授																																															
	○岡井 有佳	大津市都市計画審議会会長 立命館大学理工学部 教授																																															
	田口 真太郎	成安造形大学 未来社会デザイン共創機構 講師																																															
関係団体	寺島 正和	公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長																																															
	柴山 直子	大津百町エリア部会 委員																																															
	福家 俊彦	天台寺門宗総本山園城寺 長寛																																															
行政機関	北村 智晴	滋賀県土木交通部 技監																																															
	三國 昌克	大津市都市計画部 部長																																															
	杉江 進	大津市歴史博物館 館長																																															
区分	氏名	所属団体等																																															
学識経験者	◎中嶋 節子	大津市景観審議会副会長 京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授																																															
	○岡井 有佳	大津市都市計画審議会会長 立命館大学理工学部 教授																																															
	田口 真太郎	成安造形大学 未来社会デザイン共創機構 講師																																															
関係団体	寺島 正和	公益社団法人びわ湖大津観光協会 副会長																																															
	柴山 直子	大津百町エリア部会 委員																																															
	福家 俊彦	天台寺門宗総本山園城寺 長寛																																															
行政機関	北村 智晴	滋賀県土木交通部 技監																																															
	三國 昌克	大津市都市計画部 部長																																															
	杉江 進	大津市歴史博物館 館長																																															

## ■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-7-6)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的背景 テーマ② 古刹と仏教の古刹への信仰</p> <p>十講の前に50名以上の僧侶が盛装で大講堂の周りを練り歩く「大行道」があり、ここに真っ白の五象装束に赤いたすきを掛け、衆と桶を担いだ山門公人が加わる。次に、法華十講のあとに已講大僧正・勅使・探題<sup>14</sup>となった大僧正が大講堂の前庭で出会う「三方出合いの式」がある。この行列は華やかで、法華大会の一番の見ものになっており、坂本山門出入方が已講大僧正・勅使・探題が乗る殿上輿を担ぐ。</p> <p>法華大会の期間中の警護や設営などは、山門公人や坂本山門出入方が担う。また、大講堂の荘厳<sup>15</sup>、殿上輿や法具などは、使用しないときは坂本の遊賃院門跡に保管されていることから、法華大会の開催前には仲座を中心とした坂本の人々によってそれらの道具が遊賃院門跡から延暦寺へと運ばれる姿が坂本のまちなみのなかで見ることができる。</p> <p><b>第2章</b></p> <p>【元三会】 四季講堂は横川にあって、延暦寺中興の祖といわれる元三大師良源を本尊としている。正月3日に亡くなられたことから元三大師とも俗称されるが、慈恵大師が諡号<sup>16</sup>。延暦寺で最も靈験のあった高僧で、その姿を写した角大師の札は魔除けとしても有名である。</p> <p>良源の命日にあたるこの正月3日に向け、2日夜から法要が勤められ、多くの信者が参詣する。昭和33年(1958)1月8日発行の『比叡山時報』第10号では、2日の元三大師の通夜のあと、元三大師への供養として「けずりかけ」<sup>17</sup>と呼ばれる行事が行われたことを伝えている<sup>18</sup>ことから、少なくともこれ以前から行われていることが分かる。</p> <p>坂本や横川の山麓にあたる真野のほかにも、遠くは高島市安曇川町にも大師講があり、各地の講員の代表者は四季講堂で角大師の札を購入し講員に配布する。この札は門口に貼ると、魔除けになる<sup>19</sup>とされ、坂本のまちなみではこの札が玄関などに貼られているのを見ることができる。</p> <p>2-5. まとめ 比叡山延暦寺は山上に多くの堂舎があり、僧侶による法会や修行が行われてきた。その意味で山上は、世間とは切り離された特別な空間であった。とはいえ、こうした僧侶たちの活動を支える坂本の人々がいて、延暦寺は成り立っていたともいえる。現在も山門公人や坂本山門出入方などの坂本の人々によって法会の準備が行われているほか、山王講や角大師のお札など延暦寺にま</p> <p> 写2-7-8 元三会</p> <p> 写2-7-9 玄関に貼られた角大師</p> <p><sup>14</sup> 役職のこと。 <sup>15</sup> 重々しく立派な飾りつけのこと。 <sup>16</sup> 生前の功績を称え、死後に贈る名のこと。 <sup>17</sup> 僧侶が天台宗の奥義を求めて論議をするのに倣って、信者同士で任意の話題について論議をする行事のこと。 <sup>18</sup> 『比叡山時報』昭和33年1月8日「けずりかけ」供養。 <sup>19</sup> かつては、田の虫よけの護符として田の水口に挿して祀るところもあった。</p> <p>2-7-6</p>	<p>(P2-7-6)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的背景 テーマ② 古刹と仏教の古刹への信仰</p> <p>十講の前に50名以上の僧侶が盛装で大講堂の周りを練り歩く「大行道」があり、ここに真っ白の五象装束に赤いたすきを掛け、衆と桶を担いだ山門公人が加わる。次に、法華十講のあとに已講大僧正・勅使・探題<sup>14</sup>となった大僧正が大講堂の前庭で出会う「三方出合いの式」がある。この行列は華やかで、法華大会の一番の見ものになっており、坂本山門出入方が已講大僧正・勅使・探題が乗る殿上輿を担ぐ。</p> <p>法華大会の期間中の警護や設営などは、山門公人や坂本山門出入方が担う。また、大講堂の荘厳<sup>15</sup>、殿上輿や法具などは、使用しないときは坂本の遊賃院門跡に保管されていることから、法華大会の開催前には仲座を中心とした坂本の人々によってそれらの道具が遊賃院門跡から延暦寺へと運ばれる姿が坂本のまちなみのなかで見ることができる。</p> <p><b>第2章</b></p> <p>【元三会】 四季講堂は横川にあって、延暦寺中興の祖といわれる元三大師良源を本尊としている。正月3日に亡くなられたことから元三大師とも俗称されるが、慈恵大師が諡号<sup>16</sup>。延暦寺で最も靈験のあった高僧で、その姿を写した角大師の札は魔除けとしても有名である。</p> <p>良源の命日にあたるこの正月3日に向け、2日夜から法要が勤められ、多くの信者が参詣する。昭和33年(1958)1月8日発行の『比叡山時報』第10号では、2日の元三大師の通夜のあと、元三大師への供養として「けずりかけ」<sup>17</sup>と呼ばれる行事が行われたことを伝えている<sup>18</sup>ことから、少なくともこれ以前から行われていることが分かる。</p> <p>坂本や横川の山麓にあたる真野のほかにも、遠くは高島市安曇川町にも大師講があり、各地の講員の代表者は四季講堂で角大師の札を購入し講員に配布する。この札は門口に貼ると、魔除けになる<sup>19</sup>とされ、坂本のまちなみではこの札が玄関などに貼られているのを見ることができる。</p> <p>2-5. まとめ 比叡山延暦寺は山上に多くの堂舎があり、僧侶による法会や修行が行われてきた。その意味で山上は、世間とは切り離された特別な空間であった。とはいえ、こうした僧侶たちの活動を支える坂本の人々がいて、延暦寺は成り立っていたともいえる。現在も山門公人や坂本山門出入方などの坂本の人々によって法会の準備が行われているほか、山王講や角大師のお札など延暦寺にま</p> <p> 写2-7-8 元三会</p> <p> 写2-7-9 玄関に貼られた角大師</p> <p><sup>14</sup> 役職のこと。 <sup>15</sup> 重々しく立派な飾りつけのこと。 <sup>16</sup> 生前の功績を称え、死後に贈る名のこと。 <sup>17</sup> 僧侶が天台宗の奥義を求めて論議をするのに倣って、信者同士で任意の話題について論議をする行事のこと。 <sup>18</sup> 『比叡山時報』昭和33年1月8日「けずりかけ」供養。 <sup>19</sup> かつては、田の虫よけの護符として田の水口に挿して祀るところもあった。</p> <p>2-7-6</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-11-7)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p>【上京町町家主屋】 京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する上京町町家の主屋は、昭和7年（1932）から昭和8年（1933）の経費をまとめた「新築経費諸控帳」が残されていることからこのころの建築と考えられる。間口3間の屋敷地いっぱい建てられた主屋は、1階向かって右手約4尺幅程を裏に抜ける通路とし、通路から直接に2階に上る階段を設けている。1階はこの通路以外が貸家で、2階が会所の専用空間になっている。通路奥には曳山を収納した山蔵があり、曳山を組み立てる時部材はここを使って出し入れされる。2階表側の窓の下部には、曳山と結び長さ約2mほどの引き込み式の枝橋が仕舞われており、他の町家には見られない珍しいものである。ちなみに枝橋は主屋よりも部材が古く、建て替え前の建物にも同様の仕掛けがあったことがわかる。</p>  <p>写2-11-7 上京町町家主屋</p> <p>【中京町町家主屋】 京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する中京町町家の主屋は、部材の経年の度合いなどから19世紀前半の建築と推定され、昭和29年（1954）に撮影された大津祭の記念写真にその姿が見える。明治6年（1873）の絵図「地券改二付六尺巻間年改正正面図」では、現町家の地に「町中持」（表口四間二尺三寸）とあり、少なくとも明治初期以来、現在地が町家として使われていることが分かる。一般の町家を町内の家持の人で町家として購入、改造し、2階の通り側の部屋を町会所として使っている。 間口が約4間半で、奥行きは約25間にも及び、丸屋町の町家敷地に次ぎ、旧大津町内でも有数の屋敷規模を誇っている。向かって右手は奥まで通じる通路で、通りに面して建つ間口3間半ほどの主屋の背面に、中庭を挟んで離れ座敷、さらにその背面に曳山を収納する山蔵が建っている。</p>  <p>写2-11-8 中京町町家主屋</p> <p>【玉屋町山蔵】 中央三丁目の中町通りに北面する玉屋町の山蔵は文政13年（1830）の墨書があり、19世紀前期の年代が判明する山蔵として貴重である。また、町家は間口5間やや広めであるが、奥行きは6間しかないため、主屋と山蔵を表裏に並べず、通りに面して左右に配置するという独特の構成を取っているのが特徴である。 通りに面する2階にはテラスが設けられ、蔵から直接曳山の2階と行き来できるようになっている。このテラスは戦後に改造されたものであるが、蔵2階の入口は建築当初のものであることから、改造前にも曳山と繋ぐ濡れ縁状の板敷きが付いていたものと推測されている。</p>  <p>写2-11-9 玉屋町山蔵</p> <p>11-7</p>	<p>(P2-11-7)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p>【上京町町家主屋】 京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する上京町町家の主屋は、昭和7年（1932）から昭和8年（1933）の経費をまとめた「新築経費諸控帳」が残されていることからこのころの建築と考えられる。間口3間の屋敷地いっぱい建てられた主屋は、1階向かって右手約4尺幅程を裏に抜ける通路とし、通路から直接に2階に上る階段を設けている。1階はこの通路以外が貸家で、2階が会所の専用空間になっている。通路奥には曳山を収納した山蔵があり、曳山を組み立てる時部材はここを使って出し入れされる。2階表側の窓の下部には、曳山と結び長さ約2mほどの引き込み式の枝橋が仕舞われており、他の町家には見られない珍しいものである。ちなみに枝橋は主屋よりも部材が古く、建て替え前の建物にも同様の仕掛けがあったことがわかる。</p>  <p>写2-11-7 上京町町家主屋</p> <p>【中京町町家主屋】 京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する中京町町家の主屋は、部材の経年の度合いなどから19世紀前半の建築と推定され、昭和29年（1954）に撮影された大津祭の記念写真にその姿が見える。明治6年（1873）の絵図「地券改二付六尺巻間年改正正面図」では、現町家の地に「町中持」（表口四間二尺三寸）とあり、少なくとも明治初期以来、現在地が町家として使われていることが分かる。一般の町家を町内の家持の人で町家として購入、改造し、2階の通り側の部屋を町会所として使っている。 間口が約4間半で、奥行きは約25間にも及び、丸屋町の町家敷地に次ぎ、旧大津町内でも有数の屋敷規模を誇っている。向かって右手は奥まで通じる通路で、通りに面して建つ間口3間半ほどの主屋の背面に、中庭を挟んで離れ座敷、さらにその背面に曳山を収納する山蔵が建っている。</p>  <p>写2-11-8 中京町町家主屋</p> <p>【玉屋町山蔵】 中央三丁目の中町通りに北面する玉屋町の山蔵は文政13年（1830）の墨書があり、19世紀前期の年代が判明する山蔵として貴重である。また、町家は間口5間やや広めであるが、奥行きは6間しかないため、主屋と山蔵を表裏に並べず、通りに面して左右に配置するという独特の構成を取っているのが特徴である。 通りに面する2階にはテラスが設けられ、蔵から直接曳山の2階と行き来できるようになっている。このテラスは戦後に改造されたものであるが、蔵2階の入口は建築当初のものであることから、改造前にも曳山と繋ぐ濡れ縁状の板敷きが付いていたものと推測されている。</p>  <p>写2-11-9 玉屋町山蔵</p> <p>11-7</p>

新

旧

(P3-25)

(P3-25)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持及び向上を推進するため、都市計画部都市計画課と市民部文化財保護課、大津市歴史博物館が中心となり、関係各課との連携を図りながら、計画の推進体制を構築する。  
また、法定協議会である「大津市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の変更に関する協議や事業の進捗状況の報告などを行う。また、国や滋賀県からの指導や支援を受けて計画を推進するとともに、必要に応じて市の都市計画や景観、文化財に関する審議会、文化財や歴史的建造物の所有者、市民団体などとの連絡調整を行う。

歴史的風致の維持及び向上を推進するため、都市計画部都市計画課と市民部文化財保護課、大津市歴史博物館が中心となり、関係各課との連携を図りながら、計画の推進体制を構築する。  
また、法定協議会である「大津市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の変更に関する協議や事業の進捗状況の報告などを行う。また、国や滋賀県からの指導や支援を受けて計画を推進するとともに、必要に応じて市の都市計画や景観、文化財に関する審議会、文化財や歴史的建造物の所有者、市民団体などとの連絡調整を行う。

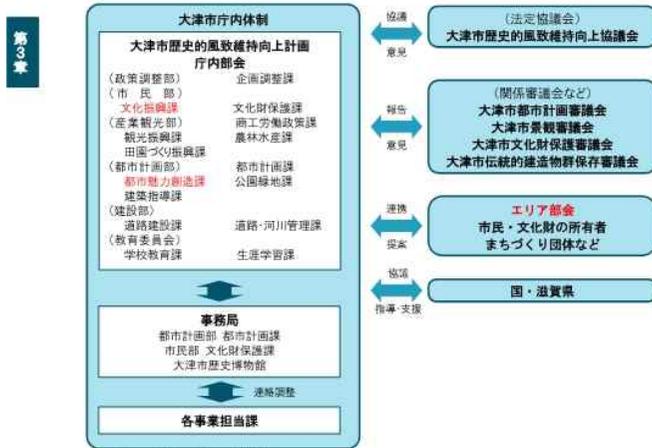


図3-4-1 歴史的風致維持向上計画の実施体制

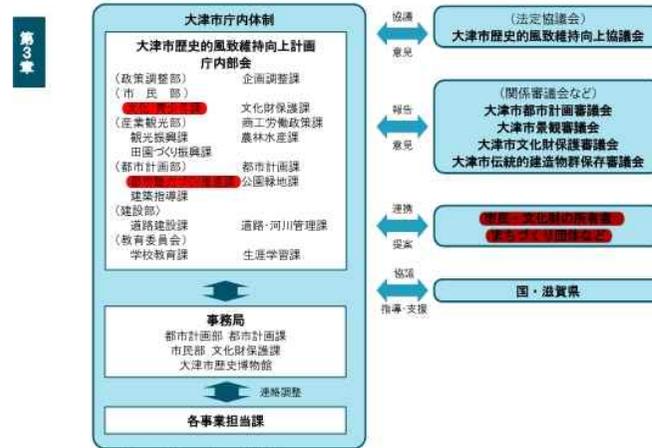


図3-4-1 歴史的風致維持向上計画の実施体制

■新旧対照表

新	旧
<p>(P5-4)</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>(8)体制と今後の方針</b></p> <p>本市では、文化財の保護・調査については市長部局の文化財保護課と歴史博物館が所管しており、埋蔵文化財や民俗文化財の調査は文化財保護課、美術工芸品や民俗文化財の調査は歴史博物館が主に担うなど、役割を分担して取り組んでいる。令和6年度の体制としては、文化財保護課に埋蔵文化財5人、民俗学1人、歴史学1人、建築2人、内兼務1人、事務職3人、内兼務1人、会計年度任用職員で民俗学1人、埋蔵文化財1人、事務職1人の計15人、埋蔵文化財調査センターに埋蔵文化財1人、事務職1人、会計年度任用職員で埋蔵文化財2人の計4人、歴史博物館に考古学1人、歴史学3人、民俗学1人、美術工芸（彫刻）1人、美術工芸（絵画）2人、事務職3人、会計年度任用職員で学芸員3人、事務職1人、受付5人の計20人となっている。</p> <p>また、文化財の保存・活用の審議のための附属機関として、大津市文化財保護条例第57条に基づき、大津市文化財保護審議会が設置されている。保護審議会は市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、市長に答申する。令和4年度は計9人で構成されており、専門分野は建造物2人、彫刻、絵画、工芸品2人、書跡・典籍、古文書、歴史資料2人、史跡・名勝、考古資料、埋蔵文化財2人、民俗文化財、無形文化財1人である。</p> <p><b>(9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用を効果的に進めていくためには、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。</p> <p>本市には、文化財の保存・活用に取り組んでいる団体は数多く存在している。ほかにも神社の氏子、自治会などの地縁組織も文化財の保存・活用に取り組んでいる。それぞれの団体では、これまでから文化財に関する調査や情報発信、無形の民俗文化財を保護・継承する活動などに取り組んでいる。今後は、これらの団体が取り組んでいる活動の継続と活性化を図るため、必要に応じて、情報提供、人材育成、祭行事などで使用する道具や衣装などの修理・修繕などを支援し、市民を主体とした文化財の保存・活用の活動の推進にも取り組んでいく。</p> 	<p>(P5-4)</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>(8)体制と今後の方針</b></p> <p>本市では、文化財の保護・調査については市長部局の文化財保護課と歴史博物館が所管しており、埋蔵文化財や民俗文化財の調査は文化財保護課、美術工芸品や民俗文化財の調査は歴史博物館が主に担うなど、役割を分担して取り組んでいる。令和6年度の体制としては、文化財保護課に埋蔵文化財5人、民俗学1人、歴史学1人、建築2人、内兼務1人、事務職3人、会計年度任用職員で事務職1人の計15人、埋蔵文化財調査センターに埋蔵文化財1人、事務職1人、会計年度任用職員で埋蔵文化財2人、事務職1人の計4人、歴史博物館に考古学1人、歴史学3人、民俗学1人、美術工芸（彫刻）1人、美術工芸（絵画）2人、事務職3人、会計年度任用職員で学芸員3人の計20人となっている。</p> <p>また、文化財の保存・活用の審議のための附属機関として、大津市文化財保護条例第57条に基づき、大津市文化財保護審議会が設置されている。保護審議会は市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、市長に答申する。令和4年度は計9人で構成されており、専門分野は建造物2人、彫刻、絵画、工芸品2人、書跡・典籍、古文書、歴史資料2人、史跡・名勝、考古資料、埋蔵文化財2人、民俗文化財、無形文化財1人である。</p> <p><b>(9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用を効果的に進めていくためには、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。</p> <p>本市には、文化財の保存・活用に取り組んでいる団体は数多く存在している。ほかにも神社の氏子、自治会などの地縁組織も文化財の保存・活用に取り組んでいる。それぞれの団体では、これまでから文化財に関する調査や情報発信、無形の民俗文化財を保護・継承する活動などに取り組んでいる。今後は、これらの団体が取り組んでいる活動の継続と活性化を図るため、必要に応じて、情報提供、人材育成、祭行事などで使用する道具や衣装などの修理・修繕などを支援し、市民を主体とした文化財の保存・活用の活動の推進にも取り組んでいく。</p> 

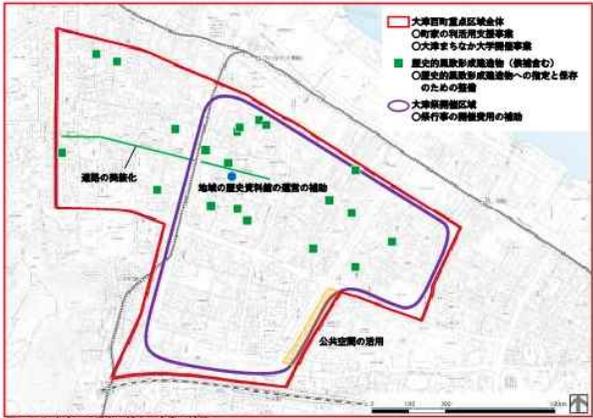
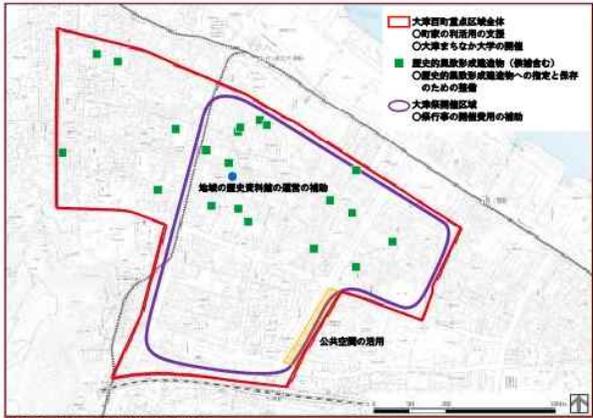
■新旧対照表

新	旧																																																						
<p>(P6-1)</p> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等についての方針</div> <p>本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設などを指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>本市の歴史的風致維持向上施設の維持及び管理に関する事業は、目的・内容別に「歴史的建造物の保存と活用に関する事業」、「歴史的建造物の周辺環境に関する事業」、「伝統的な祭礼行事、活動に関する事業」、「歴史や伝統文化に対する市民意識に関する事業」、「歴史を活かした地域活性化や観光振興に関する事業」の5つに分類した。</p> <p>事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行う。また、国や県の補助制度を有効に活用するよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整のうえ、適切に行うよう努める。また、地域住民や関連団体などとの連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者などに対して指導・助言を行うこととする。</p> <p>上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>(1)歴史的建造物の保全と活用に関する事業</b></p> <p style="font-size: small;">表6-1-1 歴史的建造物の保全と活用に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 75%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>歴史的建造物の資料館などとしての活用</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>町家の利活用の支援</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>未指定文化財の調査</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>文化財保存修理などへの補助</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助</td> <td>文化財保護課</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>(2)歴史的建造物の周辺環境に関する事業</b></p> <p style="font-size: small;">表6-1-2 歴史的建造物の周辺環境に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 75%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>大津市景観計画の改定</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>景観保全型広告整備地区の新規設定</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>まちなみ修景整備への補助</td> <td>都市計画課</td> </tr> </tbody> </table> </div>	No.	事業名	所管課	1	歴史的建造物の資料館などとしての活用	観光振興課	2	歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備	都市計画課	3	町家の利活用の支援	都市計画課	4	未指定文化財の調査	文化財保護課	5	文化財保存修理などへの補助	文化財保護課	6	大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助	文化財保護課	No.	事業名	所管課	7	大津市景観計画の改定	都市計画課	8	景観保全型広告整備地区の新規設定	都市計画課	9	まちなみ修景整備への補助	都市計画課	<p>(P6-1)</p> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等についての方針</div> <p>本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設などを指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>本市の歴史的風致維持向上施設の維持及び管理に関する事業は、目的・内容別に「歴史的建造物の保存と活用に関する事業」、「歴史的建造物の周辺環境に関する事業」、「伝統的な祭礼行事、活動に関する事業」、「歴史や伝統文化に対する市民意識に関する事業」、「歴史を活かした地域活性化や観光振興に関する事業」の5つに分類した。</p> <p>事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行う。また、国や県の補助制度を有効に活用するよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整のうえ、適切に行うよう努める。また、地域住民や関連団体などとの連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者などに対して指導・助言を行うこととする。</p> <p>上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>(1)歴史的建造物の保全と活用に関する事業</b></p> <p style="font-size: small;">表6-1-1 歴史的建造物の保全と活用に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 75%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>歴史的建造物の資料館などとしての活用</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>町家の利活用の支援</td> <td style="background-color: #ff0000; color: white;">都市計画課</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>未指定文化財の調査</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>文化財保存修理などへの補助</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助</td> <td>文化財保護課</td> </tr> </tbody> </table> </div>	No.	事業名	所管課	1	歴史的建造物の資料館などとしての活用	観光振興課	2	歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備	都市計画課	3	町家の利活用の支援	都市計画課	4	未指定文化財の調査	文化財保護課	5	文化財保存修理などへの補助	文化財保護課	6	大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助	文化財保護課
No.	事業名	所管課																																																					
1	歴史的建造物の資料館などとしての活用	観光振興課																																																					
2	歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備	都市計画課																																																					
3	町家の利活用の支援	都市計画課																																																					
4	未指定文化財の調査	文化財保護課																																																					
5	文化財保存修理などへの補助	文化財保護課																																																					
6	大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助	文化財保護課																																																					
No.	事業名	所管課																																																					
7	大津市景観計画の改定	都市計画課																																																					
8	景観保全型広告整備地区の新規設定	都市計画課																																																					
9	まちなみ修景整備への補助	都市計画課																																																					
No.	事業名	所管課																																																					
1	歴史的建造物の資料館などとしての活用	観光振興課																																																					
2	歴史的風致形成建造物への指定と保存のための整備	都市計画課																																																					
3	町家の利活用の支援	都市計画課																																																					
4	未指定文化財の調査	文化財保護課																																																					
5	文化財保存修理などへの補助	文化財保護課																																																					
6	大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助	文化財保護課																																																					

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																										
<p>(P6-2)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">10</td> <td style="width: 75%;">道路の美化</td> <td style="width: 20%;">都市計画課 水道ガス改良課</td> </tr> </table> <p><b>(3)伝統的な祭礼行事、活動に関する事業</b></p> <p style="text-align: center;">表6-1-3 伝統的な祭礼行事、活動に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>文化観光振興などへの助成</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>祭行事の開催費用の補助</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>歴史的観光資源を活用した事業への補助</td> <td>観光振興課</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(4)歴史や伝統文化に対する市民意識に関する事業</b></p> <p style="text-align: center;">表6-1-4 歴史や伝統文化に対する市民意識に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>地域の歴史資料館の運営の補助</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>地域固有の歴史・文化遺産の発信</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>東海道統一案内看板の普及啓発</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>地域の人材活躍の支援</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>大津まちなか大学の開催</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>大津人実践講座の開催</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>埋蔵文化財調査成果の展示会などの開催</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>歴史博物館での常設展示及び企画展示の実施</td> <td>歴史博物館</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>歴史博物館での資料の調査や収集</td> <td>歴史博物館</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>れきはく講座などの開催</td> <td>歴史博物館</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(5)歴史を活かした地域活性化や観光振興に関する事業</b></p> <p style="text-align: center;">表6-1-5 歴史を活かした地域活性化や観光振興に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>観光施設の維持管理</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>公共空間の活用</td> <td>都市魅力創造課</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）</td> <td>道路建設課</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）</td> <td>道路建設課</td> </tr> </tbody> </table>	10	道路の美化	都市計画課 水道ガス改良課	No.	事業名	所管課	11	文化観光振興などへの助成	文化財保護課	12	祭行事の開催費用の補助	観光振興課	13	歴史的観光資源を活用した事業への補助	観光振興課	No.	事業名	所管課	14	地域の歴史資料館の運営の補助	観光振興課	15	地域固有の歴史・文化遺産の発信	都市計画課	16	東海道統一案内看板の普及啓発	都市計画課	17	地域の人材活躍の支援	都市計画課	18	大津まちなか大学の開催	都市計画課	19	大津人実践講座の開催	生涯学習課	20	埋蔵文化財調査成果の展示会などの開催	文化財保護課	21	歴史博物館での常設展示及び企画展示の実施	歴史博物館	22	歴史博物館での資料の調査や収集	歴史博物館	23	れきはく講座などの開催	歴史博物館	No.	事業名	所管課	24	観光施設の維持管理	観光振興課	25	公共空間の活用	都市魅力創造課	26	道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	道路建設課	27	道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	道路建設課	<p>(P6-2)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <p><b>(2)歴史的建造物の周辺環境に関する事業</b></p> <p style="text-align: center;">表6-1-2 歴史的建造物の周辺環境に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>大津市景観計画の改定</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>景観保全型広告整備地区の新規設定</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>まちなみ修景整備への補助</td> <td>都市魅力づくり推進課</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>道路の美化</td> <td>都市計画課</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(3)伝統的な祭礼行事、活動に関する事業</b></p> <p style="text-align: center;">表6-1-3 伝統的な祭礼行事、活動に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>文化観光振興などへの助成</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>祭行事の開催費用の補助</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>歴史的観光資源を活用した事業への補助</td> <td>観光振興課</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(4)歴史や伝統文化に対する市民意識に関する事業</b></p> <p style="text-align: center;">表6-1-4 歴史や伝統文化に対する市民意識に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>地域の歴史資料館の運営の補助</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>地域固有の歴史・文化遺産の発信</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>東海道統一案内看板の普及啓発</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>地域の人材活躍の支援</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>大津まちなか大学の開催</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>大津人実践講座の開催</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>埋蔵文化財調査成果の展示会などの開催</td> <td>文化財保護課</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>歴史博物館での常設展示及び企画展示の実施</td> <td>歴史博物館</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>歴史博物館での資料の調査や収集</td> <td>歴史博物館</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>れきはく講座などの開催</td> <td>歴史博物館</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(5)歴史を活かした地域活性化や観光振興に関する事業</b></p> <p style="text-align: center;">表6-1-5 歴史を活かした地域活性化や観光振興に関する事業一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>観光施設の維持管理</td> <td>観光振興課</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>公共空間の活用</td> <td>都市魅力創造課</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）</td> <td>道路建設課</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）</td> <td>道路建設課</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業名	所管課	7	大津市景観計画の改定	都市計画課	8	景観保全型広告整備地区の新規設定	都市計画課	9	まちなみ修景整備への補助	都市魅力づくり推進課	10	道路の美化	都市計画課	No.	事業名	所管課	11	文化観光振興などへの助成	文化財保護課	12	祭行事の開催費用の補助	観光振興課	13	歴史的観光資源を活用した事業への補助	観光振興課	No.	事業名	所管課	14	地域の歴史資料館の運営の補助	観光振興課	15	地域固有の歴史・文化遺産の発信	都市計画課	16	東海道統一案内看板の普及啓発	都市計画課	17	地域の人材活躍の支援	都市計画課	18	大津まちなか大学の開催	都市計画課	19	大津人実践講座の開催	生涯学習課	20	埋蔵文化財調査成果の展示会などの開催	文化財保護課	21	歴史博物館での常設展示及び企画展示の実施	歴史博物館	22	歴史博物館での資料の調査や収集	歴史博物館	23	れきはく講座などの開催	歴史博物館	No.	事業名	所管課	24	観光施設の維持管理	観光振興課	25	公共空間の活用	都市魅力創造課	26	道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	道路建設課	27	道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	道路建設課
10	道路の美化	都市計画課 水道ガス改良課																																																																																																																																									
No.	事業名	所管課																																																																																																																																									
11	文化観光振興などへの助成	文化財保護課																																																																																																																																									
12	祭行事の開催費用の補助	観光振興課																																																																																																																																									
13	歴史的観光資源を活用した事業への補助	観光振興課																																																																																																																																									
No.	事業名	所管課																																																																																																																																									
14	地域の歴史資料館の運営の補助	観光振興課																																																																																																																																									
15	地域固有の歴史・文化遺産の発信	都市計画課																																																																																																																																									
16	東海道統一案内看板の普及啓発	都市計画課																																																																																																																																									
17	地域の人材活躍の支援	都市計画課																																																																																																																																									
18	大津まちなか大学の開催	都市計画課																																																																																																																																									
19	大津人実践講座の開催	生涯学習課																																																																																																																																									
20	埋蔵文化財調査成果の展示会などの開催	文化財保護課																																																																																																																																									
21	歴史博物館での常設展示及び企画展示の実施	歴史博物館																																																																																																																																									
22	歴史博物館での資料の調査や収集	歴史博物館																																																																																																																																									
23	れきはく講座などの開催	歴史博物館																																																																																																																																									
No.	事業名	所管課																																																																																																																																									
24	観光施設の維持管理	観光振興課																																																																																																																																									
25	公共空間の活用	都市魅力創造課																																																																																																																																									
26	道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	道路建設課																																																																																																																																									
27	道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	道路建設課																																																																																																																																									
No.	事業名	所管課																																																																																																																																									
7	大津市景観計画の改定	都市計画課																																																																																																																																									
8	景観保全型広告整備地区の新規設定	都市計画課																																																																																																																																									
9	まちなみ修景整備への補助	都市魅力づくり推進課																																																																																																																																									
10	道路の美化	都市計画課																																																																																																																																									
No.	事業名	所管課																																																																																																																																									
11	文化観光振興などへの助成	文化財保護課																																																																																																																																									
12	祭行事の開催費用の補助	観光振興課																																																																																																																																									
13	歴史的観光資源を活用した事業への補助	観光振興課																																																																																																																																									
No.	事業名	所管課																																																																																																																																									
14	地域の歴史資料館の運営の補助	観光振興課																																																																																																																																									
15	地域固有の歴史・文化遺産の発信	都市計画課																																																																																																																																									
16	東海道統一案内看板の普及啓発	都市計画課																																																																																																																																									
17	地域の人材活躍の支援	都市計画課																																																																																																																																									
18	大津まちなか大学の開催	都市計画課																																																																																																																																									
19	大津人実践講座の開催	生涯学習課																																																																																																																																									
20	埋蔵文化財調査成果の展示会などの開催	文化財保護課																																																																																																																																									
21	歴史博物館での常設展示及び企画展示の実施	歴史博物館																																																																																																																																									
22	歴史博物館での資料の調査や収集	歴史博物館																																																																																																																																									
23	れきはく講座などの開催	歴史博物館																																																																																																																																									
No.	事業名	所管課																																																																																																																																									
24	観光施設の維持管理	観光振興課																																																																																																																																									
25	公共空間の活用	都市魅力創造課																																																																																																																																									
26	道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	道路建設課																																																																																																																																									
27	道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	道路建設課																																																																																																																																									

■新旧対照表

新	旧
<p>(P6-4)</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p>  <p>図6-1-3 大津百町重点区域内の事業区域図</p> <p>第6章</p> 	<p>(P6-4)</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p>  <p>図6-1-3 大津百町重点区域内の事業区域図</p> <p>第6章</p> 



■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P6-10)</p> <p style="font-size: small;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>事業名</b></td> <td>10. 道路の美装化</td> </tr> <tr> <td><b>事業主体</b></td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td><b>事業手法</b> (支援事業名)</td> <td>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</td> </tr> <tr> <td><b>事業期間</b></td> <td>令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td><b>事業位置</b></td> <td>堅田重点区域、大津百町重点区域</td> </tr> <tr> <td><b>事業概要</b></td> <td> <p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p style="font-size: x-small;">図6-2-1 道路美装化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p> </td> </tr> <tr> <td><b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b></td> <td>歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">(3)伝統的な祭礼行事、活動に関する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>事業名</b></td> <td>11. 文化観光振興などへの助成</td> </tr> <tr> <td><b>事業主体</b></td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td><b>事業手法</b> (支援事業名)</td> <td>大津市文化観光振興基金 市単独費</td> </tr> <tr> <td><b>事業期間</b></td> <td>平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td><b>事業位置</b></td> <td>市域全域</td> </tr> <tr> <td><b>事業概要</b></td> <td>「大津市文化財保護条例」などに基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。</td> </tr> <tr> <td><b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b></td> <td>無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭礼行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">6-10</p>	<b>事業名</b>	10. 道路の美装化	<b>事業主体</b>	大津市	<b>事業手法</b> (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	<b>事業期間</b>	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)	<b>事業位置</b>	堅田重点区域、大津百町重点区域	<b>事業概要</b>	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p style="font-size: x-small;">図6-2-1 道路美装化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>	<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。	<b>事業名</b>	11. 文化観光振興などへの助成	<b>事業主体</b>	大津市	<b>事業手法</b> (支援事業名)	大津市文化観光振興基金 市単独費	<b>事業期間</b>	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)	<b>事業位置</b>	市域全域	<b>事業概要</b>	「大津市文化財保護条例」などに基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。	<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭礼行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。	<p>(P6-10)</p> <p style="font-size: small;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>事業名</b></td> <td>10. 道路の美装化</td> </tr> <tr> <td><b>事業主体</b></td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td><b>事業手法</b> (支援事業名)</td> <td>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</td> </tr> <tr> <td><b>事業期間</b></td> <td>令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td><b>事業位置</b></td> <td>堅田重点区域、大津百町重点区域</td> </tr> <tr> <td><b>事業概要</b></td> <td> <p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p style="font-size: x-small;">図6-2-1 道路美装化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p> </td> </tr> <tr> <td><b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b></td> <td>歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">(3)伝統的な祭礼行事、活動に関する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>事業名</b></td> <td>11. 文化観光振興などへの助成</td> </tr> <tr> <td><b>事業主体</b></td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td><b>事業手法</b> (支援事業名)</td> <td>大津市文化観光振興基金</td> </tr> <tr> <td><b>事業期間</b></td> <td>平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td><b>事業位置</b></td> <td>市域全域</td> </tr> <tr> <td><b>事業概要</b></td> <td>「大津市文化財保護条例」に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。</td> </tr> <tr> <td><b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b></td> <td>無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭礼行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">6-10</p>	<b>事業名</b>	10. 道路の美装化	<b>事業主体</b>	大津市	<b>事業手法</b> (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	<b>事業期間</b>	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)	<b>事業位置</b>	堅田重点区域、大津百町重点区域	<b>事業概要</b>	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p style="font-size: x-small;">図6-2-1 道路美装化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>	<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。	<b>事業名</b>	11. 文化観光振興などへの助成	<b>事業主体</b>	大津市	<b>事業手法</b> (支援事業名)	大津市文化観光振興基金	<b>事業期間</b>	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)	<b>事業位置</b>	市域全域	<b>事業概要</b>	「大津市文化財保護条例」に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。	<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭礼行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。
<b>事業名</b>	10. 道路の美装化																																																								
<b>事業主体</b>	大津市																																																								
<b>事業手法</b> (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)																																																								
<b>事業期間</b>	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
<b>事業位置</b>	堅田重点区域、大津百町重点区域																																																								
<b>事業概要</b>	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p style="font-size: x-small;">図6-2-1 道路美装化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>																																																								
<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
<b>事業名</b>	11. 文化観光振興などへの助成																																																								
<b>事業主体</b>	大津市																																																								
<b>事業手法</b> (支援事業名)	大津市文化観光振興基金 市単独費																																																								
<b>事業期間</b>	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
<b>事業位置</b>	市域全域																																																								
<b>事業概要</b>	「大津市文化財保護条例」などに基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。																																																								
<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭礼行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
<b>事業名</b>	10. 道路の美装化																																																								
<b>事業主体</b>	大津市																																																								
<b>事業手法</b> (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)																																																								
<b>事業期間</b>	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
<b>事業位置</b>	堅田重点区域、大津百町重点区域																																																								
<b>事業概要</b>	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p style="font-size: x-small;">図6-2-1 道路美装化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>																																																								
<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
<b>事業名</b>	11. 文化観光振興などへの助成																																																								
<b>事業主体</b>	大津市																																																								
<b>事業手法</b> (支援事業名)	大津市文化観光振興基金																																																								
<b>事業期間</b>	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
<b>事業位置</b>	市域全域																																																								
<b>事業概要</b>	「大津市文化財保護条例」に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。																																																								
<b>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</b>	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭礼行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								



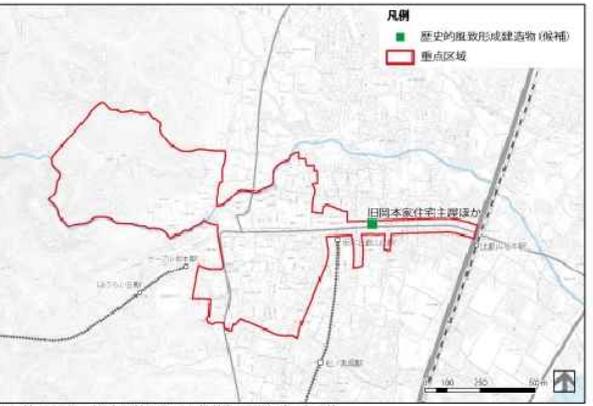
■新旧対照表

新	旧																												
(P6-19)	(P6-19)																												
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項																												
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>坂本重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）	事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）	事業位置	坂本重点区域	事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>坂本重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）	事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）	事業位置	坂本重点区域	事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）																												
事業主体	大津市																												
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）																												
事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）																												
事業位置	坂本重点区域																												
事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）																												
事業主体	大津市																												
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）																												
事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）																												
事業位置	坂本重点区域																												
事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
第6章	第6章																												
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和9年度）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成29年度（2017年度）～令和9年度（2027年度）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ること、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和9年度）	事業期間	平成29年度（2017年度）～令和9年度（2027年度）	事業位置	堅田重点区域	事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ること、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～<del>令和9年度</del>）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成29年度（2017年度）～<del>令和9年度（2027年度）</del></td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ること、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～ <del>令和9年度</del> ）	事業期間	平成29年度（2017年度）～ <del>令和9年度（2027年度）</del>	事業位置	堅田重点区域	事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ること、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）																												
事業主体	大津市																												
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和9年度）																												
事業期間	平成29年度（2017年度）～令和9年度（2027年度）																												
事業位置	堅田重点区域																												
事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ること、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）																												
事業主体	大津市																												
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～ <del>令和9年度</del> ）																												
事業期間	平成29年度（2017年度）～ <del>令和9年度（2027年度）</del>																												
事業位置	堅田重点区域																												
事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ること、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
6-19	6-19																												

■新旧対照表

新						旧					
(P7-5)						(P7-5)					
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針						第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針					
No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致	No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致
18	初田家住宅主屋、土蔵、塀		江戸時代 (伝承)	中央二丁目	大津祭に見る歴史的風致	18	初田家住宅主屋、土蔵、塀		江戸時代 (伝承)	中央二丁目	大津祭に見る歴史的風致
19	佐野家住宅主屋、土蔵		天保9年 (1838)	中央二丁目	大津祭に見る歴史的風致	19	佐野家住宅主屋、土蔵		天保9年 (1838)	中央二丁目	大津祭に見る歴史的風致
20	北川家住宅主屋、土蔵		江戸時代 (伝承)	京町一丁目	大津祭に見る歴史的風致	20			 (伝承)	京町一丁目	大津祭に見る歴史的風致
21	小川家住宅主屋、土蔵		江戸時代 (推定)	京町三丁目	大津祭に見る歴史的風致	21	小川家住宅主屋、土蔵		江戸時代 (推定)	京町三丁目	大津祭に見る歴史的風致
22	大津魚 忠		明治38年 (1905) (伝承)	京町二丁目	大津祭に見る歴史的風致	22	大津魚 忠		明治38年 (1905) (伝承)	京町二丁目	大津祭に見る歴史的風致
23	橋和田家住宅主屋		明治時代 (推定)	京町一丁目	大津祭に見る歴史的風致	23	橋和田家住宅主屋		明治時代 (推定)	京町一丁目	大津祭に見る歴史的風致
24	川村家住宅主屋		大正12年 (1923)	中央一丁目	大津祭に見る歴史的風致	24	川村家住宅主屋		大正12年 (1923)	中央一丁目	大津祭に見る歴史的風致

■新旧対照表

新	旧
<p>(P7-7)</p> <p>第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p>  <p>図7-4-2 歴史的風致形成建造物の位置図（候補も含む）（栃本重点区域）</p>  <p>図7-4-3 歴史的風致形成建造物の位置図（候補も含む）（大塚町町重点区域）</p> <p>第7章</p>	<p>(P7-7)</p> <p>第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p>  <p>図7-4-2 歴史的風致形成建造物の位置図（候補も含む）（栃本重点区域）</p>  <p>図7-4-3 歴史的風致形成建造物の位置図（候補も含む）（大塚町町重点区域）</p> <p>第7章</p>